

奈良県文化財防火対策推進条例をここに公布する。

令和二年七月十日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第十三号

奈良県文化財防火対策推進条例

(目的)

第一条 この条例は、文化財の防火対策の推進に関し、基本理念を定め、県並びに文化財の所有者及び管理団体（以下「文化財所有者」という。）の責務並びに県民等の役割を明らかにするとともに、文化財の防火対策を推進するための施策の基本となる事項を定めることにより、文化財の防火対策を総合的かつ計画的に推進し、もって文化財を次世代へ確実に継承することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 文化財 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号。以下「法」という。）第二条第一項第一号に規定する有形文化財をいう。
- 二 管理団体 法第三十二条の二第一項の規定による指定を受けた地方公共団体その他の法人及び奈良県文化財保護条例（昭和五十二年三月奈良県条例第二十六号）第八条第一項の規定による指定を受けた市町村その他適当な団体をいう。
- 三 防火設備 消防法（昭和二十三年法律第八十六号）第十七条第一項に規定する政令で定める消防の用に供する設備、消防用水及び消火活動上必要な施設をいう。
- 四 県民等 県民、自主防災組織（災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二条の二第二号に規定する自主防災組織をいう。）、地縁による団体（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条の二第一項に規定する地縁による団体をいう。）その他の民間団体及び県内に滞在する者をいう。

(基本理念)

第三条 文化財の防火対策は、文化財が県民にとってかけがえのない財産であること及び滅失し、又は毀損した場合に歴史的価値が失われ、原状回復が困難であることに鑑み、国、県、市町村、文化財所有者及び県民等の適切な役割分担並びに相互の連携及び協力の下、総合的かつ計画的に推進されなければならない。

2 文化財の防火対策は、地域社会を構成する多様な主体の自発的な参加及び協力を促進するよう、推進されなければならない。

（県の責務）

第四条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、文化財の防火対策の推進に必要な施策を総合的かつ計画的に実施する責務を有する。

2 県は、前項の規定による施策の策定及び実施に当たっては、国、市町村、文化財所有者及び県民等と連携を図るものとする。

（文化財所有者の責務）

第五条 文化財所有者は、次に掲げる防火設備の整備に加え、日常的な火気管理、出火の防止対策の徹底、防災計画等の策定、防火設備の点検、各種訓練の実施、放火を防止するための措置その他の総合的な防火対策を講じなければならない。

一 消火器又は簡易消火用具

二 自動火災報知設備

2 文化財所有者は、必要に応じ、前項各号に掲げる防火設備以外の防火設備その他防火の用に供する設備を整備するものとする。

3 文化財所有者は、基本理念にのっとり、文化財を公共のために保存し、及び適切に管理するとともに、県が実施する文化財の防火対策の推進に必要な施策に協力するものとする。

（県民等の役割）

第六条 県民等は、基本理念にのっとり、県が実施する文化財の防火対策の推進に協力するとともに、文化財の本質的な価値についての理解を深めるよう努めるものとする。

（市町村の取組への支援）

第七条 県は、文化財の防火対策の推進に市町村が果たす役割の重要性に鑑み、市町村が実施する文化財の防火対策について、情報の提供、技術的な助言その他の必要な支援を行うものとする。

2 県は、市町村が文化財所有者による消火訓練、避難訓練等の実施その他の防火対策を効果的に支援することができるよう、必要な支援を行うものとする。

（基本計画）

第八条 県は、文化財の防火対策に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、文化財の防火対策に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めるものと

する。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 文化財の防火対策に関する施策についての基本的な方針

二 文化財の防火対策に関し、県が計画的に講ずべき施策

3 県は、基本計画を定めようとするときは、あらかじめ、奈良県文化財保護審議会の意見を聴かなければならない。

4 県は、基本計画を定めたときは、これを公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本計画の変更について準用する。

（推進体制の整備）

第九条 県は、市町村、文化財所有者及び県民等と連携し、相互に協力して文化財の防火対策を推進する体制を整備するものとする。

（防火対策の啓発）

第十条 県は、市町村、文化財所有者及び県民等が文化財の防火対策の重要性に対する理解を深めるための教育活動、広報活動その他の必要な施策を講ずるものとする。

（文化財所有者の取組に対する支援）

第十一条 県は、文化財所有者による文化財の防火対策に資する取組に対する支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（県民等の取組に対する支援）

第十二条 県は、県民等による文化財の防火対策に資する取組を促進するため、当該取組を行う県民等への情報の提供及び技術的助言その他の必要な施策を講ずるものとする。

（調査研究の推進及び情報の収集等）

第十三条 県は、文化財の防火対策に関する調査研究を推進し、並びに情報の収集、整理及び活用を行うものとする。

（奈良県文化財防火週間）

第十四条 県民の間に広く文化財の防火対策に対する関心及び理解を深めるため、奈良県文化財防火週間を設ける。

2 奈良県文化財防火週間は、一月二十六日を含む七日間とする。

（財政上の措置）

第十五条 県は、基本理念に基づき文化財の防火対策に関する施策を推進するため、効

果实的かつ効率的に財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、令和二年十月一日から施行する。